

介護老人保健施設やすらぎの苑 利用重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人名 社会医療法人 興生会
- ・法人所在地 〒013-0016 秋田県横手市根岸町8番21号
- ・代表者名 理事長 安部 俊一郎
- ・電話番号 0182-32-2071
- ・他の主な事業 短期入所療養介護（予防含む）、通所リハ（予防含む）
訪問リハ（予防含む）

(2) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設やすらぎの苑
- ・開設年月日 平成7年4月20日
- ・所在地 〒013-0001 秋田県横手市杉沢字中杉沢400番地
- ・電話番号 0182-33-4001
- ・FAX番号 0182-33-6644
- ・管理者名 澤 邊 淳
- ・介護保険指定番号 0550380018号
- ・交通の便 JR横手駅より車15分
羽後交通横手バスターミナル大曲線にて約15分
(谷地中又は御所野停留所下車徒歩7分)
- ・敷地面積 16.495㎡
- ・建物概要 鉄筋コンクリート二階建 床面積 4.523㎡
- ・入所利用定員 150名
- ・居室

部屋種別	室数	床面積
[4床室]	27室	36.42㎡
[3床室]	5室	26.00㎡
[2床室]	6室	19.00㎡

部屋種別	室数	床面積
[個室]	9室	12.00㎡
[個室A]	2室	14.98㎡
[個室B]	4室	14.98㎡

- ・主な共用施設 ①玄関 ②事務室、家族相談室
③食堂ホール ④デイルーム
⑤家族介護教室、談話室 ⑥サービスステーション
⑦診察室、理容室
⑧機能訓練室、ボランティアルーム
⑨浴室、トイレ、洗面所、洗濯室
⑩公衆電話、自動販売機コーナー

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設やすらぎの苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指します。
- ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本としています。

(4) 施設の職員体制（常勤換算以上を配置）

職 種	人数(非常勤含む)
医 師	1. 5人以上
薬 剤 師	0. 5人以上
看 護 職 員	1 4. 3人以上
介 護 職 員	3 5. 7人以上
歯 科 衛 生 士	1人以上
支 援 相 談 員	1. 5人以上
理 学 療 法 士	} 1. 5人以上
作 業 療 法 士	
言 語 聴 覚 士	
管 理 栄 養 士	1人以上
介 護 支 援 専 門 員	1. 5人以上
事 務 職 員	必要相当数を配置

○勤務時間

日 勤	月～金	8:30～17:00
	土	8:30～12:00
夜 勤	16:45～8:45	

○看護（介護）平均勤務体制

日 勤	一般棟	1 0 人
	認知症棟	1 3 人
夜 勤	一般棟	4 人
	認知症棟	4 人

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事の提供
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行います）
- ⑥機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス ⑧理容サービス
- ⑨行政手続代行 ⑩その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

※ 提供サービスに関わる第三者による評価委員会は、設置されておりません。

3. 利用料金

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、負担割合証に記載された割合に応じた自己負担分と保険給付対象外の費用（※食費、居住費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、個室等の室料、理美容代、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。 ※別紙「利用料金表」を参照してください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 平鹿総合病院
 - ・住所 秋田県横手市前郷字八ツ口3番地1

5. 相談窓口、苦情又は要望への対応

利用者及びその家族または代理人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望または苦情などについては、直接職員及び支援相談員に申し出ることが出来ます。尚、直接申し出ることが出来ない場合は、当施設内に設置してある「ご意見箱」に投函して下さい。

また、市町村役場及び国民健康保険団体連合会にも苦情相談受付窓口が開設されておりますのでご相談できます。

※利用者及びその家族または代理人の相談又は苦情に対応する常設窓口、担当者の設置

- ・常設窓口 介護老人保健施設 やすらぎの苑
秋田県横手市杉沢字中杉沢 4 0 0 0182-33-4001
支援相談員：久米一寿、高橋綾子、菅原明子
- ・その他 ご意見箱
秋田県横手市杉沢字中杉沢 4 0 0 介護老人保健施設やすらぎの苑 施設内
秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王四丁目 2 番 3 号 秋田県市町村会館内(4F) 018-862-6864
秋田県運営適正化委員会
秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館内 018-864-2726
各市町村役場、介護保険担当窓口
◇横手市中央町 8 番 2 号 横手市まると福祉課 0182-35-2134
◇湯沢市佐竹町 1 番 1 号 湯沢市長寿福祉課 0183-55-8309
◇大仙市大曲花園町 1 番 1 号 大仙市高齢者包括支援センター 0187-63-1111
◇仙北市西木町上荒井字古堀田 47 仙北市長寿支援課 0187-43-2281
◇雄勝郡羽後町西馬内字中野 羽後町福祉保健課 0183-62-2111
◇雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 東成瀬村福祉保健課 0182-47-3401
◇仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10 美郷町福祉保健課 0187-84-4907
◇由利本荘市尾崎 17 番地 由利本荘市 長寿支援課 0184-24-6323
◇秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市福祉保健部介護保険課 018-888-5675

※円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (ア) 苦情処理受付、処理台帳に記載
- (イ) 苦情について事実確認を行う
- (ウ) 苦情処理方法を記載し管理者決裁
- (エ) 処遇処置について関係者と連携を行う
- (オ) 苦情処理の改善について利用者等に確認を行う
- (カ) 苦情処理は 5 日以内に行われることを原則とする
- (キ) 苦情処理についての成果を記録する
- (ク) 苦情処理につき統計をとりマニュアルなどの整備を行う
- (ケ) 苦情処理について月 1 回は代表者会議で報告、検討し施設内での情報の共有、再発防止に努める

※その他

その他必要な処理が生じた場合は施設長の指示を仰ぎ対応を決定する
(約款第 10 条関係)

6. 事故発生の防止及び事故発生時の対応

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を整備し、事故発生防止のための委員会及び当施設職員に対する研修を定期的実施します。
- (2) 上記(1)の措置を適切に管理、実施するための担当者を配置しています。
- (3) 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族または代理人に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。又、利用者に対する施設サービスの提供により補償すべき事故が発生した場合は利用者及びその家族または代理人、

施設双方で事故補償の協議を速やかに行います。
(約款第12条関係)

7. 身体的拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は「身体的拘束適正化委員会指針」に定める手続きにより行い、施設管理者が判断し、身体的拘束等その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(約款第8条関係)

8. 秘密保持と個人情報の保護

当施設とその職員は、サービス提供をする上で知り得た入所者および、その家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は、契約終了後も同様です。

(約款第9条関係)

9. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、委員会の定期的な開催と、その結果についての当施設職員への周知徹底
- (2) 虐待防止に関する担当者の選定
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 当施設職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施

10. 衛生管理（感染症・食中毒防止）について

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒防止のための指針を策定し、その防止のための体制を整備します。

11. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

12. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、室内消火栓、ガス漏れ報知機、非常通報装置、漏電火災報知機 等
- ・防災訓練 年2回
- ・災害時の協力体制 地元中杉沢自衛消防団及び母体となる興生会（興生病院）自衛消防隊との協力支援体制

※非常時の対応

「介護老人保健施設やすらぎの苑消防計画」により対応します。

1 3. ハラスメント対策について

当施設は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、当施設において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許容しません（当該法人職員、取引先事業者方、利用者及びその家族等が対象となります）。ハラスメントによって当施設職員の就業環境が害されることを防止するための指針の策定や、当施設職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する等の必要な措置を講じます。

1 4. 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|------------|---------------|
| ・面会 | ・外出、外泊 |
| ・飲酒、喫煙 | ・火気の取扱い |
| ・設備、備品の利用 | ・所持品、備品等の持ち込み |
| ・金銭、貴重品の管理 | ・外泊時等の施設外での受診 |
| ・宗教活動 | ・ペットの持ち込み |

1 5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。